

中西部太平洋まぐろ類条約（WCPFC）の概要

1. 目的

効果的な管理を通じて、中西部太平洋における高度回遊性魚類（マグロ、カツオ、カジキ類）資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること。

2. 設立条約

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約

＊ 条約発効：2004年6月19日

＊ 日本加入：2005年7月08日

3. 締約国等

サモア、フィジー、マーシャル、PNG、ミクロネシア、キリバス、ソロモン、ナウル、豪州、クック諸島、トンガ、ニウエ、NZ、ツバル、韓国、中国、台湾、EU、フィリピン、フランス、日本、バヌアツ、カナダ、パラオ、米国等（計23カ国＋EU、台湾）

＊事務局所在地：ポンペイ（ミクロネシア）

4. 条約水域

北半球は西経150度以西の太平洋水域（我が国周辺水域を含む）

南半球は西経130度以西、東経141度以東、南緯60度以北の太平洋水域

5. 対象魚種

カツオ・マグロ類など高度回遊性魚種（クロマグロ、メバチ、カツオ、キハダ、ビンナガ、カジキ類、海洋性サメ等）

6. 主な資源管理措置

（1）メバチ・キハダの資源管理

① まき網漁業のメバチ・キハダ漁獲努力量制限

② はえ縄漁業のメバチ漁獲量制限

（2）クロマグロの漁獲努力量制限

（2）北・南太平洋ビンナガの漁獲努力量制限